

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	恵庭市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道恵庭市長

## 公表日

令和7年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年7月31日政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号)、予防接種実施規則(昭和33年9月17日厚生省令第27号)及びその他法令等に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上を図り市民の健康を保持するため、予防接種の実施等に関する事務を行う。</p> <p>なお、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 予防接種の実施及び予防接種に関する記録の作成・管理に関する事務</li><li>② 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力に関する事務</li><li>③ 給付の支給の請求の受理、審査又は応答に関する事務</li><li>④ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査又は応答に関する事務</li><li>⑤ 実費の徴収に関する事務(定期接種に係る実費徴収はないため、臨時接種の場合のみ)</li><li>⑥ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務</li><li>⑦ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供事務</li><li>⑧ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務</li></ul>
③システムの名称	(1)健康管理システム(2)団体内統合宛名システム(3)中間サーバー(4)ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.27.28.29の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.26.153.154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	恵庭市保健福祉部保健課(新型コロナウイルスワクチン接種対策室)
②所属長の役職名	保健課長(新型コロナウイルスワクチン接種対策室主幹)

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市総務部情報政策室情報政策課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 電話:0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市保健福祉部保健課 061-1442 恵庭市緑町2丁目2番1号 0123-25-5700
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「IV リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(Ⅰ-5-②)評価実施機関における担当部署②所屬長→所屬長の役職名	保健課長 武田 悠一	保健課長		様式の変更による。
令和1年12月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和3年5月17日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	評価書の内容のとおり。 (②事務の概要に⑥⑦を追記)		新型コロナウイルス感染症予防接種事務による。
令和3年5月17日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用	—	評価書のとおり (法令上の根拠に3. 番号法第19条第15号と4. 番号法第19条第5号を追記)		新型コロナウイルス感染症予防接種事務による。
令和3年8月20日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	評価書の内容のとおり (②事務の概要に⑧を追記)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)		番号法改正による号ズレの修正。
令和3年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による。
令和3年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号及び別表第2【情報照会】 番号法第19条第8項及び別表第2 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供】 番号法第19条第8項及び別表第2 16の2項、16の3項	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による。
令和7年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 1. 番号法第9条第1項 別表第1の10の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1主務省令)(平成26年9月10日内閣府・総務 省令第5号) 第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条、予防接種法施行令第6条の2、予防接種法施行規則第2条の2、第2条の3、第10条から第11条の	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表14の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号及び別表第2 【情報照会】 番号法第19条第8項及び別表第2 16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8項及び別表第2 16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.27.28.29 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.26.の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加